

令和8年度鹿児島県ビジネスプランコンテスト業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和8年度鹿児島県ビジネスプランコンテスト業務委託

2 業務目的

鹿児島県（以下、「県」という）内で起業予定の者等を対象に、ビジネスプランコンテストの開催やメンタリング支援によるビジネスプランのブラッシュアップを実施することで、起業に向けた機運の醸成を図るとともに、企業等とのマッチングの機会を創出し、起業及び事業化を促進する。

3 履行期限

令和9年3月31日（水）

4 ビジネスプランコンテストについて

(1) コンテスト参加対象者

- ・県内で起業予定の者
- ・県内中小企業者
- ・高校生・大学生等

※ 既に起業している者においては、新しいビジネスプランを有していることを参加条件とする。

(2) 対象事業プラン

以下のいずれか又は両方に該当する実現可能性が高い事業プランであること

- ①新規性及び成長性がある事業
- ②地域課題の解決に資する事業

5 業務内容

(1) 事務局の設置・運営

業務を実施する事務局を設置し、履行期間中における業務遂行に携わる十分な人員を配置・確保すること。

(2) 募集

ビジネスプランコンテストの開催について、広く参加者へ周知の上、以下により、募集を行うこと。

- ① 募集要項の作成
- ② 申込書、事業計画書等様式の作成
- ③ 周知

ア コンテスト認知度向上等のため、専用サイト等を開設し、SNS等を活用した広報を実施すること。

イ 募集案内等のチラシ、パンフレット等を作成すること。

ウ 県内の商工会議所や商工会などの支援機関、金融機関及び大学などの周知効果が高いと思われる団体等に対して、チラシを送付し、必要に応じて事業の説明を行うなどしてコンテストの周知を行うこと。（特に、県内の商工会議所等が実施する創業塾のカリキュラム受講者や事業立ち上げを検討している一般社団法人 鹿児島イノベーションベースの会員及び県庁18階かごゆいテラスにおける起業支援を受けた者等の参加を促すこと。）

エ 過去ファイナリストの事例（インタビュー記事等）を専用サイト等で紹介し、本コンテストの認知度向上及び応募促進を図ること。

- ④ 募集期間

高校生・大学生等がビジネスプランを作成しやすいよう夏休み期間を挟んで募集を行うこと。

(3) 評点表の作成

- ① 1次審査評点表（今後、変更となる可能性あり）

審査項目	審査の視点
起業家精神・熱意 (20点満点)	事業主体に、事業をやり遂げる固い決意が備わっているか。
共感性・課題解決 (20点満点)	ビジネスアイデアや課題解決に取り組む姿勢に共感し、支援したいと思えるか。周囲を巻き込む力があるか。 地域課題の解決につながるか。
事業性・実現可能性 (40点満点)	ビジネスとしての収益性はあるか。収益計画が妥当か。 商品・サービスに技術的・商業的飛躍は無く裏付けがなされているか。現時点で実現していなくても、実現の見込みが立っているものについては、その根拠が示されているか。
新規性・斬新性 (20点満点)	商品・サービスのデザインが、一般的に見て（審査委員の視点で）斬新なものであるか。商品・サービスが社会課題を解決することにより社会に与えるインパクトを与えるものであるか。

② 最終審査評点表

1次審査項目等を踏まえた評点表を県と協議の上、作成すること。

(4) 1次審査の実施

1次審査の審査員については、起業支援、新事業創出、経営等に関する専門的知見又は実務経験を有し、ビジネスプランの評価が可能な者の中から3名以上選定し、県との協議の上、決定すること。

1次審査員において、コンテストの募集受付終了後、書面審査を実施し、評点表に基づき、県との協議を経て、1次審査通過者（15件以内）を選定すること。

なお、審査結果については、受託者において応募者全員に通知すること。

(5) 実践プログラムの運営

ビジネスプランコンテストの参加者を対象に、事業プランのブラッシュアップや最終審査のプレゼンテーションに向けてのサポートを行うとともに、最終審査会後は、プランを具体的に数字に落とし込み、かごしま起業応援団との橋渡しをはじめとした必要な支援先・メニューへの誘導を行い起業準備をサポートする実践的なプログラムを実施する。

回数・定員	内容例
① 1回程度/ 1回あたり20人程度 県内での起業を考えている方を対象とする	<ul style="list-style-type: none"> グループワークによるビジネスプランのブラッシュアップ マーケティングや資金調達等についての講座 商品やサービスについてのPR、営業等についての講座 ワークショップ、個別メンタリング等
② 1回程度/ ビジネスプランコンテスト1次審査通過者を対象とする	<ul style="list-style-type: none"> 実践可能性の掘り下げ グループワークによるビジネスプランのブラッシュアップ 最終審査のプレゼンテーションに向けてのサポート 外部専門家（VCや起業家等）による実践に向けたメンタリング支援等

<p>③ 1回程度/ ビジネスプランコンテスト最終審査会参加者を対象とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティングや資金調達等についての講座 ・商品やサービスについてのPR, 営業等についての講座 ・ワークショップ, 個別メンタリング等
---	---

※ 遠隔地に居住する等の事情がある対象者に対し、オンライン関係等の対応を行うこと。

※ 業務の実施に当たっては、県庁18階かごゆいテラスを活用した各種事業及びセミナー等との連携を図ること。

(6) 最終審査会の開催

1次審査通過者に対する最終審査会を開催すること。

① 周知

ア 専用サイト等において、最終審査会に参加する聴講者を募集すること。

イ 募集案内等のチラシ, パンフレット等を作成すること。

② 募集期間

1か月程度の募集期間を設けること。

③ 運営

受託者において、最終審査会会場の確保及び当日の運營業務等を行うこと。

また、事前にシナリオ, スタッフ動線, 資料(当日配布資料, 審査員用資料)等を作成し、県と共有しておくこと。

なお、当日の運営にあたっては、6名以上の人員を配置し、臨機応変に対応できる体制とすること。

原則、一次審査通過者については、現地参加とすること。

④ 審査員及び講演者の選定

ア 最終審査の審査員については、起業や新事業進出, 投資など自らの経験に基づく実務的観点からビジネスプランの評価ができる人物などを最低3名選定し、鹿児島県との協議の上、決定すること。

イ 審査員が受賞者の選定を行っている間、起業や新事業進出等に関する講演を行う講演者を審査員とは別に1名選定すること。

⑤ その他

以下により、昨年度参加者等へのフォローアップ及び発表機会の創出を図ること。

ア 昨年度の県ビジネスプランコンテストのファイナリストのうち、希望者を対象に、自身の現在の事業状況等を発表する機会を設けること。

イ 当該年度のエントリー者のうち、一次審査落選者の上位10名程度の希望者を対象として、自身の事業内容等を紹介できる機会(最終審査会会場でのパネル展示や観覧者へのチラシ配布等)を設けること。

ウ ア及びイの取組に当たっては、次年度のコンテストへのエントリー促進につながるような実施方法について、県と協議の上、検討すること。

【最終審査会の流れ】

	内容
プレゼンテーション	1人につき7分程度のプレゼンテーションを行う。
質疑応答	1人につき5分程度、質疑応答を行う時間を設ける。
採点	別に定める評点表により採点を行い、大賞, 優秀賞等の受

	賞者を決定する。
講演会	審査員による受賞者選定の間、起業や新事業進出に関する講演会や昨年度ファイナリストの事業発表等の来場者向けコンテンツを実施する。
表彰式	「6 表彰」を参照の上、表彰式を行う。
その他	名刺交換会等を通じて、審査員と支援機関、参加者等が交流できる場を提供すること。

(7) 最終審査会参加者等の交流機会の創出

県と協力し、最終審査会参加者（1次審査落選者で希望する者も含む）と本コンテスト過去入賞者、市町村、かごしま起業応援団、VC、支援機関等との交流会を開催するなど、交流機会の創出に努めること。

6 表彰

大賞（1件）：賞金20万円程度、楯、賞状等

優秀賞（2件）：賞金10万円程度、楯、賞状等

※ 本事業に賛同する協賛企業等を募り、企業賞を設けることも可能とする。

※ その他の表彰内容、賞金額については、県と協議の上、決定すること。

7 実施体制

受託者は、業務に精通した担当者をもって、適正な業務を行わせるとともに、高度な技術等を要する部門については、相当の経験を有する者を配置するものとする。また、本業務を遂行する上で総括業務責任者を置き、必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく県に報告するものとする。

8 業務の報告等

受託者は、本業務の実施状況等を明らかにするため、以下のとおり書類を県に提出しなければならない。

(1) 当初の業務委託料の範囲内で業務委託料の変更が必要な場合は、業務委託料変更届（別記第1号様式）を提出すること。

(2) 委託業務が終了したときは、遅滞なく、委託業務終了届（別記第2号様式）を提出すること。

(3) 委託業務終了届の提出にあたっては、実績報告書（別記第3号様式）のほか、本業務の実績を確認できる書類を提出すること。

(4) 業務委託料の請求に関しては、業務委託料請求書（別記第4号様式）を提出すること。

9 著作権・特許権

(1) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

(2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

- (3) 県は、本業務により作成された成果物（チラシや写真，記録等）を本事業の実施，広報，成果報告及びこれに関連する施策への活用の範囲内において利用する。

10 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって，業務上知り得た情報は，開示，漏えい，又は本業務以外の用途に使用しないこと。また，セミナー等の開催に係る周知に際しメールを用いる場合は，送信先の個人情報第三者に漏洩することのないよう，適切な措置を講じること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は，それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
この項目について受託者は，前記3の履行期限の終了後においても同様とする。

11 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては，チラシ等の作成・配布などを通じて，本業務の周知を図り，県内企業等の幅広い参加につなげるよう努めること。
- (2) 本業務の実施にあたっては，県と十分な打合せを行うとともに，打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。また，不明確な点や改善の必要があると認められる場合は，県と協議すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては，会計関係帳簿類を整備すること。
- (4) 本業務の報告や説明が簡易に果たせるよう，物品代金の支払いにおいては，口座振込を原則とするとともに，毎月の請求・支払履歴の整理を図ること。
- (5) 実績報告書の記載内容が確認できる書類として，(3)で規定する会計関係帳簿類等を業務終了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。
- (6) 本業務について，業務の終了後も含めて，今後，県監査委員等の検査対象となる場合があるので，検査に積極的に協力するとともに，業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (7) 本業務の実施に当たっては，国や地方自治体等の他の助成金，補助金，委託費等を重複して使用しないこと。
- (8) 災害や感染症の流行等により上記5で定める業務の実施が困難になったと認められる場合は，県と協議を行い対応すること。

(別記第1号様式)

年 月 日

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

業務委託料変更届

年 月 日付けで業務委託契約を締結した下記業務について、業務委託料の変更が必要となったので届け出ます。

記

- 委託業務名
令和8年度鹿児島県ビジネスプランコンテスト業務委託

- 業務委託料 (単位：円)

当初契約額	変更後	備考

- 添付資料
変更後の事業費内訳が分かる資料

(別記第2号様式)

年 月 日

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

委託業務終了届

下記のとおり業務を終了しましたので、業務委託契約書第8条第1項の規定により提出します。

記

- 1 委託業務名
令和8年度鹿児島県ビジネスプランコンテスト業務委託

- 2 契約年月日
年 月 日

- 3 履行期限
年 月 日

- 4 完了年月日
年 月 日

(別記第3号様式)

年 月 日

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

実績報告書

年 月 日付けで業務委託契約を締結した下記業務について、実績を報告
します。

記

- 1 委託業務名
令和8年度鹿児島県ビジネスプランコンテスト業務委託

- 2 事業期間
年 月 日～ 年 月 日

- 3 関係書類
事業実績を確認できる書類

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

業務委託料請求書

年 月 日付けで業務委託契約を締結した下記業務について、業務委託料を下記のとおり請求します。

記

1 委託業務名
令和8年度鹿児島県ビジネスプランコンテスト業務委託

2 請求金額
金 ○○○○円

委託料総額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

3 振込先
金融機関名 ○○銀行 ○○支店
口座番号 普通・当座 ○○○○○○
フリガナ ○○○ ○○○
口座名義 ○○○ ○○○